

第2回

遠賀川下流部利用者会議

資 料

資料項目

1. 「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」  
と第1期重点的撤去区域の設定について
2. 実施した不法係留船対策
3. 平成23年9月の実態調査結果
4. 次年度以降の重点的撤去区域の設置と  
実施する不法係留対策について

平成23年12月15日

# 1. 「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」と第1期重点的撤去区域の設定について

## 1-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯

不法係留船対策に係る計画策定の経緯

第1～5回 西川利用対策会議（平成21年5月～平成22年6月）

地元住民・水面利用者・地元自治体らとの意見交換

第1回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成22年9月）

行政手続きに基づき、学識経験者、地元自治体・警察・河川管理者らで構成する協議会を設置。不法係留船対策に係る計画の策定を推進

第1回 遠賀川下流部利用者会議（平成22年11月）

「西川利用対策会議」の名称を変更し、地元関係者らとの意見交換を実施

第2回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月）

協議会から助言を受け、2月に『遠賀川河口における不法係留船対策に係る計画書』に基づき、**第1期重点的撤去区域**の設定を国土交通省九州地方整備局・福岡県の連名で**公示**。

## 1-2 不法係留船対策に係る計画書の概要

### 1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

### 2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

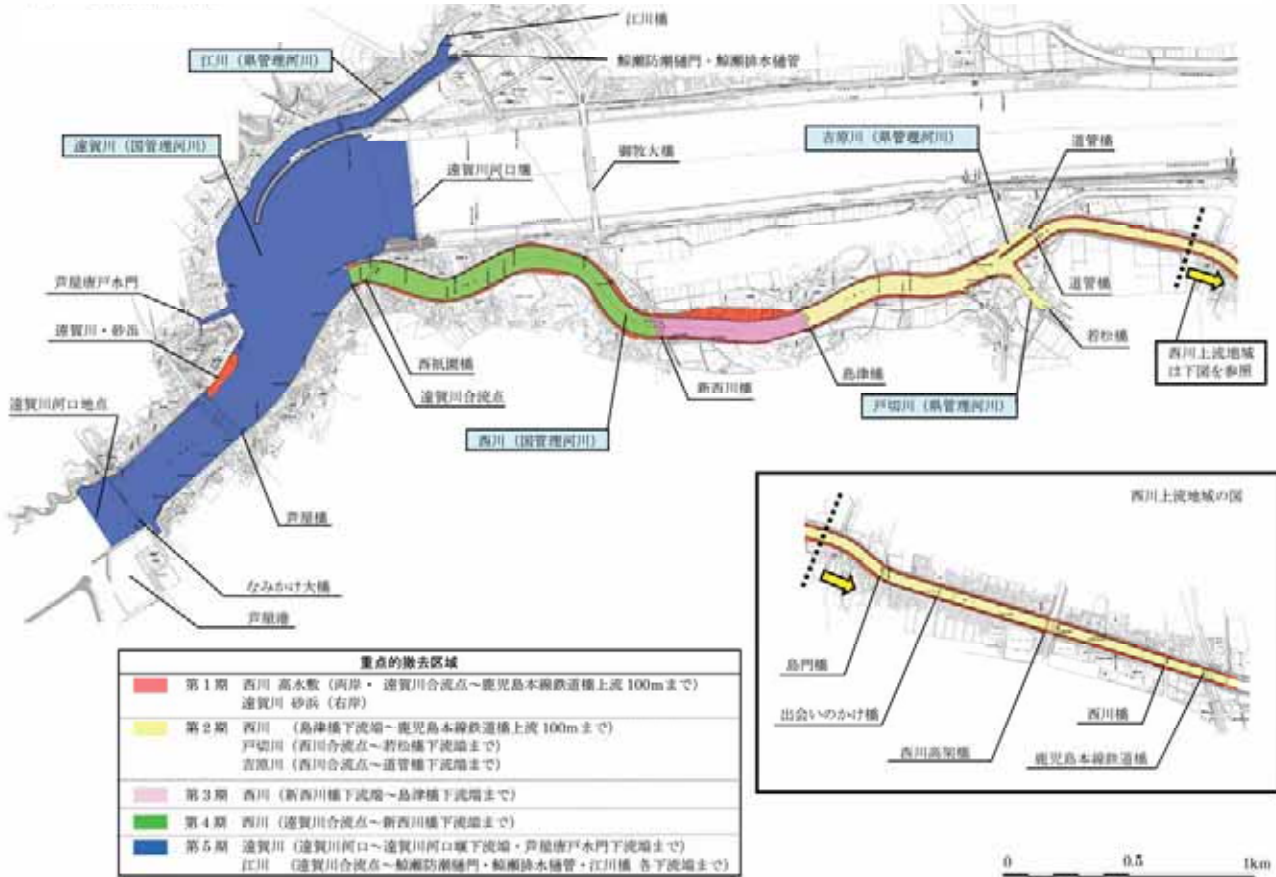
→福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

### 3. 規制措置の周知

→重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置（代執行など）を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

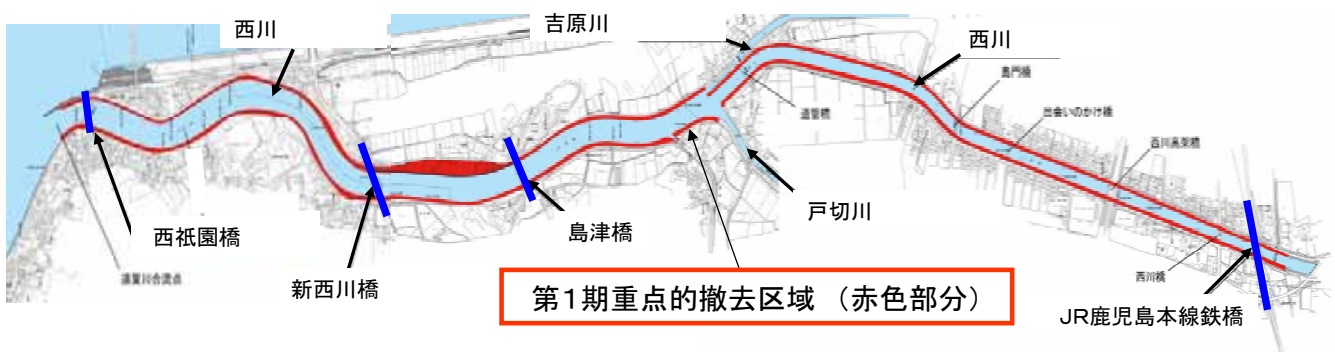
詳細は別途 資料-2を参照

# 『段階的に設定する重点的撤去区域』（第1期～第5期）



平成23年2月に公示された

第1期 重点的撤去区域（西川の高水敷・遠賀川河口右岸砂浜 **赤色部分**）



◇遠賀川 砂浜・右岸（河口から0.95km付近）

◇西川 高水敷・両岸（遠賀川合流点からJR鉄橋上流100mまで 約5.6km）

平成23年2月28日 公示  
 ↓  
 (3ヶ月間の周知期間)  
 ↓  
 平成23年6月1日 実施  
 (規制措置の強化)



詳細は別途 資料-3を参照

## 2. 実施した不法係留船対策

### 2-1 実施した対策

#### ① 周知看板の設置（10ヶ所）

（平成23年2月に実施）



既設の看板を再利用



#### ② ポスターの設置

（平成23年3月から実施）

公共施設、大型商業施設などに  
ポスターを掲示



#### ③ ホームページによる情報提供

（平成22年10月から実施）

遠賀川河川事務所のホームページ  
を活用した情報発信



#### ④ 地元広報誌による周知

（芦屋町・遠賀町）



芦屋町広報紙 平成23年5月9日版より



遠賀町広報紙 平成23年5月10日版より

⑤ 警告チラシの設置 (平成23年 3月、7月、9月に実施)



全船舶に設置した状況



船舶に設置した一例



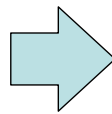
船台に設置した一例



電源類に設置した一例



利用されていない係船柱に警告チラシを設置  
(平成23年7月設置)



警告した係船柱を利用できないように「土のう袋」を巻き付け、さらに警告  
(平成23年9月設置・今後撤去予定)



係船柱における警告チラシ設置後は、**自主的に係船柱を撤去**している事例が見られる。

## ⑥ 船舶所有者に対して『重点的撤去区域に関する情報』を

郵送にて提供（平成23年3月・7月実施）

### 【ダイレクトメールの実施】

1. 平成23年3月11日 発送数 654通（対象河川全体）
2. 平成23年7月8日 発送数 35通（第2期重点的撤去区域において）  
（第2期重点的撤去区域において郵送で周知できない船舶は現地にて情報提供）



提供した情報



所有者が分からない船舶については、現地にて写真入りで情報を提供（10隻分・第2期重点的撤去区域）

## ⑦ 高水敷への車両進入規制（平成23年7月～9月に実施）



新西川橋

島津橋

← 西川



駐車スペースを制限するために車止めを設置



車両進入規制の設置

⑧ 強制撤去 (平成22年12月 実施)

高水敷にある所有者不明かつ価値のない船舶の処分 (塵芥として処理)

◇処分船舶

→高水敷に放置された船舶15隻

遠賀川高水敷=2隻

西川高水敷 =13隻



⑨ 船価鑑定の実施 (平成23年6月に実施)

今後、強制撤去となる可能性のある船舶・船台について平成23年6月に第2期重点的撤去区域を中心に第三者機関による船価鑑定を実施。(船舶 17隻 船台4台)

《参考 自主撤去状況》



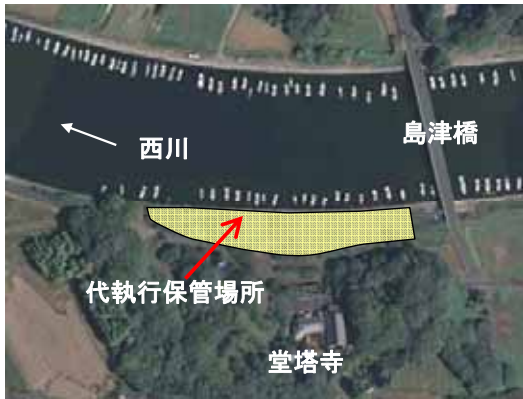
西川高水敷での自主撤去状況(船台)



遠賀川高水敷での自主撤去状況(船舶)

⑩ 代執行による船舶の一時保管場所の確保 (平成23年11月から工事を実施)

今後、規制措置の強化にともない、撤去した船舶を一時保管する場所が必要なことから、西川左岸・島津橋下流にある国有地を活用し、船舶の保管場所を整備することとした。



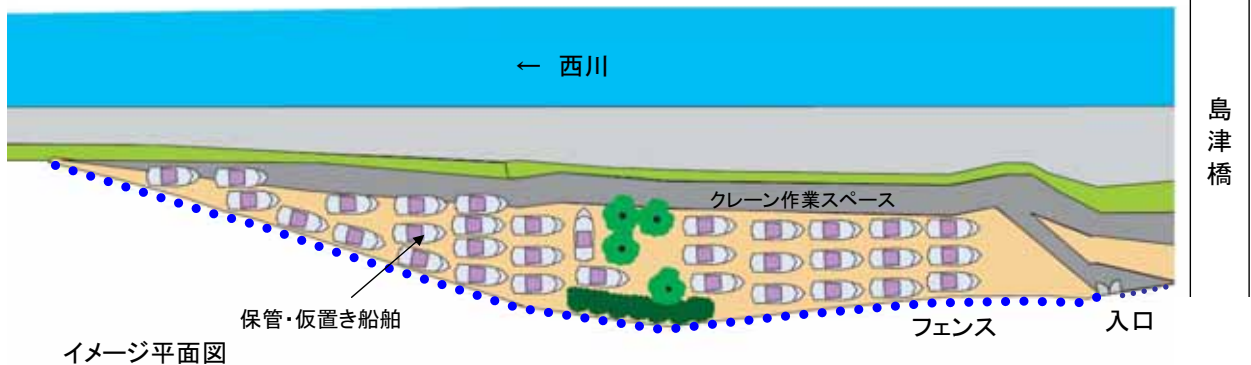
一時保管場所設置の位置図



一時保管場所の整備状況

一時保管場所における船舶の収容状況(イメージ)

→最大で33隻の船舶が陸上で保管・仮置きが可能となる



イメージ平面図

(参考 規制措置となる代執行について)

◇簡易代執行

船舶の所有者が判明しない場合は、河川法にもとづき撤去。その後、一定期間**保管**し処分。(船舶の価値を評価し、売却か廃棄かを決め処分)

◇行政代執行

船舶の所有者が判明する場合は、行政代執行法にもとづき撤去。その後、適切に**保管**し、引き取りを命じ、撤去保管にかかる費用を請求。



## 2-2 第1期重点的撤去区域における変化（H22 → H23）

### 第1期重点的撤去区域 の変化（全体で 船舶の場合 69隻→4隻）

	区分	H22年度 (H22.9時点)	H23年度 (H23.11時点)	減	減少の内訳 (H22.9時点との比較)
西川 高水敷	船舶	19隻	2隻 2隻塵芥処理予定	-17	4隻自主撤去 13隻塵芥処分
	船台	12台	1台 1台塵芥処理予定	-11	11台自主撤去
	電源類	21基	0基	-21	21基自主撤去
遠賀川 高水敷	船舶	50隻	2隻 2隻塵芥処理予定	-48	46隻自主撤去 2隻塵芥処分
	船台	56台	0台	-56	56台自主撤去
	倉庫類	3基	0基	-3	3基自主撤去

- ・所有者・管理者が分かる船舶・船台は自主撤去されている。
- ・所有者が不明なものでも自主撤去が見られる。
- ・行政側での塵芥処分した船舶数は(13+2) = 15隻である。（今後は4隻を予定）

### 主な強制撤去(塵芥処理)予定船舶・船台（第1期重点的撤去区域）



遠賀川・右岸・芦屋橋下流に  
放置されている船舶



西川・右岸・1.6km付近に放置  
されている船舶



西川・右岸・島津橋下流に放置されている船台

船舶・船台は第三者機関により価値なしと評価されている為、H23年度中に、塵芥処理により撤去を予定。

## 第1期重点的撤去区域の変化

遠賀川砂浜では船舶・船台・倉庫が自主撤去された。



船舶・船台が  
自主撤去



H23年12月撮影

西川高水敷は船舶・船台・電源類が自主撤去された。



船舶と船台が  
自主撤去された



H23年11月撮影



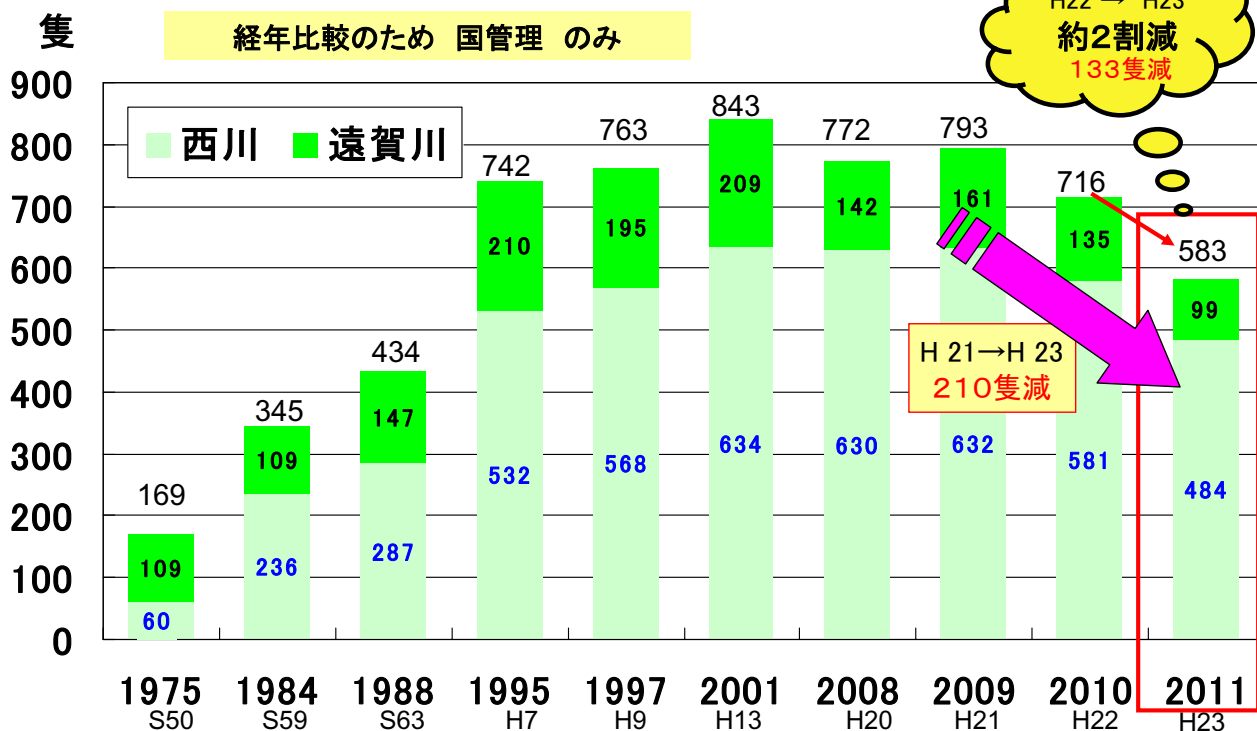
電気メーター電柱が  
自主撤去



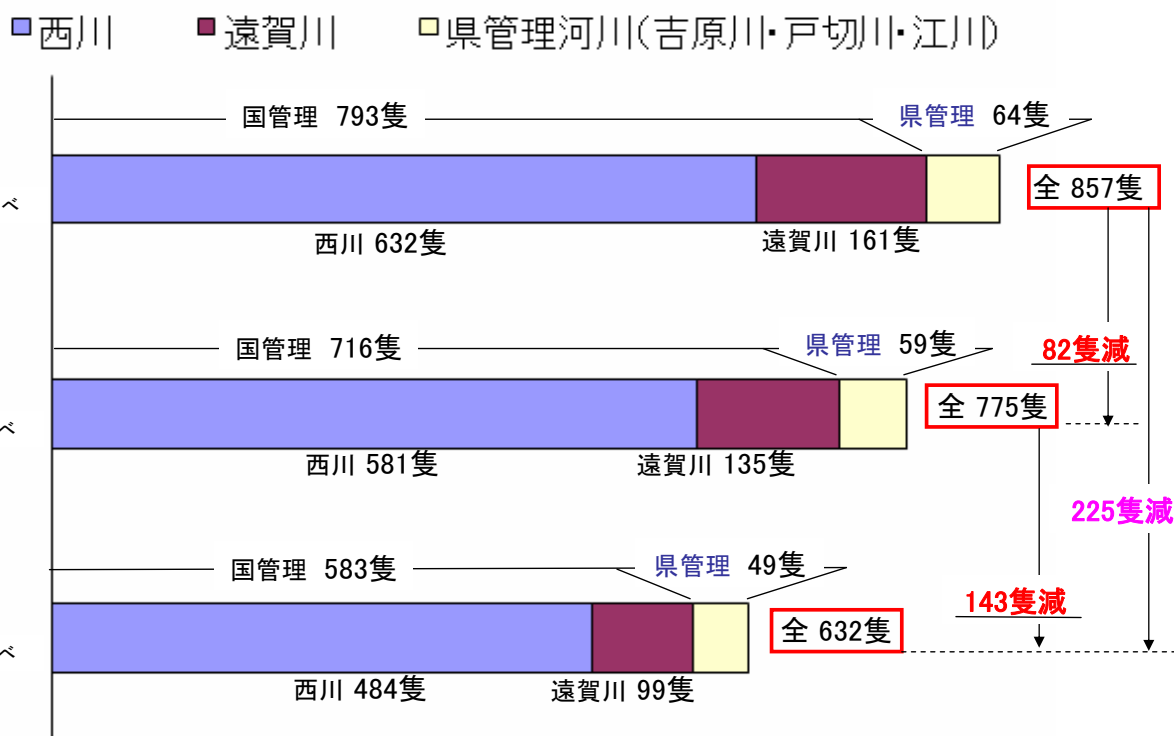
H23年11月撮影

### 3. 平成23年9月の実態調査結果

#### 3-1 経年変化



#### 3-2 3年間の比較



平成21年から平成23年までの間で225隻の不法係留船が減少している。

## 河川別にみる3年間の比較

	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
西川	632隻(100%)	581隻(91.9%)	484隻(76.6%)
遠賀川	161隻(100%)	135隻(83.9%)	99隻(61.5%)
計(国)	793隻(100%)	716隻(90.3%)	583隻(73.5%)
吉原川	4隻(100%)	4隻(100%)	2隻(50.0%)
戸切川	7隻(100%)	7隻(100%)	3隻(42.9%)
江川	53隻(100%)	48隻(90.6%)	44隻(83.0%)
計(県)	64隻(100%)	59隻(92.2%)	49隻(76.6%)
合計	857隻(100%)	775隻(90.4%)	632隻(73.7%)

※印 %は、H21年を100%として比較

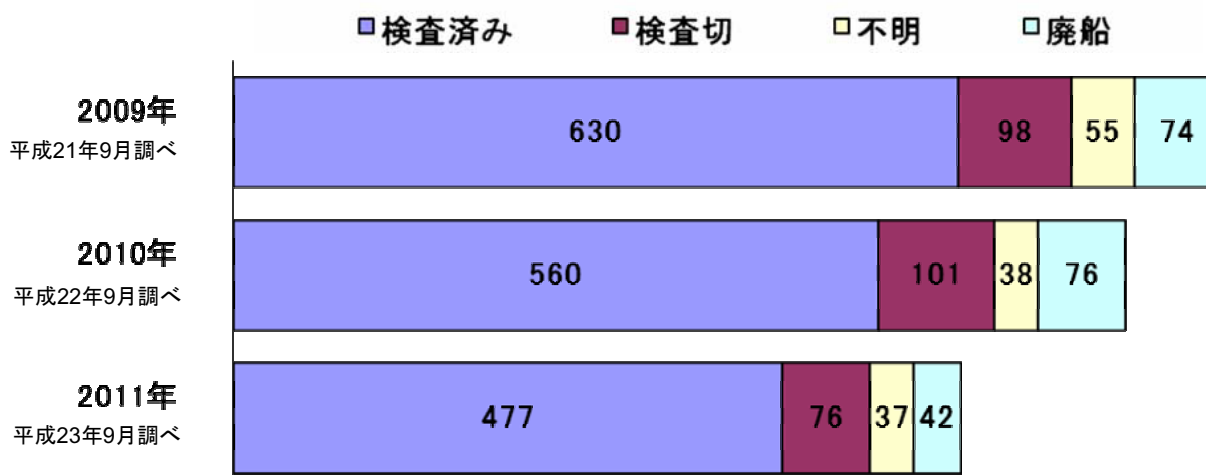
## 重点的撤去区域別にみる3年間の減少傾向

単位：隻

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	
H21	88	100%	63	100%	171	100%	389	100%	146	100%
H22	69	78.4%	59	93.7%	162	94.7%	352	90.5%	133	91.1%
H23	4	4.5%	45	71.4%	139	81.3%	303	77.9%	123	84.2%

※ H23の第1期は、平成23年12月データを利用、それ以外は、毎年9月に実施している調査結果を利用

## 不法係留船・放置の内訳 (検査済などについて)



## 《 H22年 と H23年 の比較 》

平成21年9月・平成22年9月・平成23年9月調査結果を基本に作成

	H22年 → H23年	結果		H22年 → H23年	結果
検査済	560隻 → 477隻	83隻減	不明	38隻 → 37隻	1隻減
検査切	101隻 → 76隻	25隻減	廃船	76隻 → 42隻	34隻減

### 検査済とは、

日本小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶 (航行しても問題がない船)

## 《所有者特定と居住地域》

	H22年9月(775隻) ↓ H23年9月(632隻)	特定率
所有者 特定	H22.9 631隻 → H23.9 531隻	
所有者 非特定	H22.9 144隻 → H23.9 101隻	

81.4%(H22)  
↓  
84.0%(H23)

地域	隻	割合	
北九州市全体	262	49.3%	
北九州市内の内訳	八幡西区	154	29.0%
	若松区	44	8.3%
	小倉南区	18	3.4%
	八幡東区	17	3.2%
	戸畑区	12	2.3%
	小倉北区	11	2.1%
	門司区	6	1.1%
芦屋町	44	8.3%	
岡垣町	40	7.5%	
水巻町	31	5.8%	
中間市	27	5.1%	
遠賀町	18	3.4%	
直方市	20	3.8%	
宗像市	21	4.0%	
その他	68	12.8%	
合計	531	100.0%	

**8割(84%)**の船舶で所有者が判明  
所有者の半数近くが北九州市に在住

※所有者特定は、日本小型船舶検査機構への  
問い合わせによる

平成23年9月調査結果から作成

## 遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について

(平成23年度8月調べ)



- 注1) 芦屋地区の河川内2施設(ヨットハーバー芦屋、芦屋マリン)  
→ただし、この2施設は、河川占用許可を受ける必要がある  
 注2) 上記隻数には、脇田フィッシャリーナ(脇田F・100隻)を含む

## 受け入れ施設となる遠賀川河口域保管施設に対する占用許可（現在 協議中）

遠賀川河口域にある“ヨットハーバー芦屋”・“芦屋マリン”に対し、『第2回・遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月）』において、水面の利用の向上及び適正化に資する者であると認められたことから、現在、治水上・環境上の問題点の改善を進め、河川敷の占用を許可するための協議を実施中である。



ヨットハーバー芦屋



芦屋マリン

### 3-3 まとめ

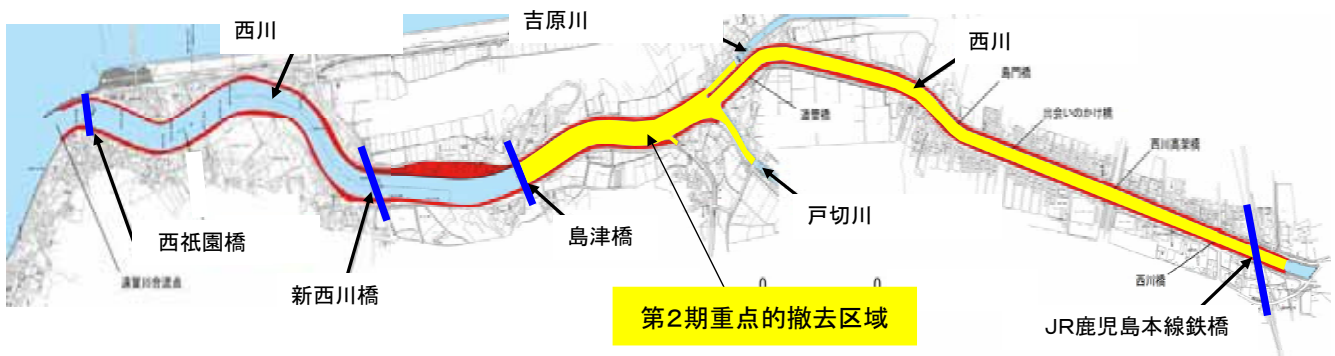
この1年間で**143隻（約2割）**の不法係留船が減少しており、その多くが自主撤去（移動）である。

この点を踏まえると、遠賀川河口域の不法係留船対策は**確実に**進んでいる。

今後、保管施設への誘導対象となる『検査済』船舶は、**昨年度から83隻あまり減少し、477隻**となっている。一方、遠賀川河口域周辺の既存保管施設（脇田フィッシャリーナ100隻を含む）の**収容余力は504隻あり、福岡県北部において保管施設は確保されている。**

## 4. 次年度以降の重点的撤去区域の設置と 実施する不法係留船対策について

### 4-1 第2期重点的撤去区域の設置と対策



◇第2期重点的撤去区域（延長約4km）

平成23年9月における係留船舶数

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| ・西川（島津橋下流端～JR鹿児島本線鉄橋上流100mまで） | 対象船舶数＝40隻 |
| ・吉原川（西川合流点から導管橋下流端まで）         | 対象船舶数＝2隻  |
| ・戸切川（西川合流点から若松橋下流端まで）         | 対象船舶数＝3隻  |
|                               | 合計 45隻    |

## 第2期重点的撤去区域における対策について

### 【実施済】

H23.7 ・第2期重点的撤去区域設定を予定していることの周知

- 所有者判明している船舶所有者への郵送(35隻 H23.7)
- 所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置(10隻 H23.7)

H23.9 ・第2期重点的撤去区域設定を予定していることの再周知

- 警告チラシにより、H24年度より重点的撤去区域になることを周知

### 【予定】

H24.3 ・第2期重点的撤去区域設定の**公示**を実施

H24.3 ・第2期重点的撤去区域に係留している船舶に**公示情報**を周知

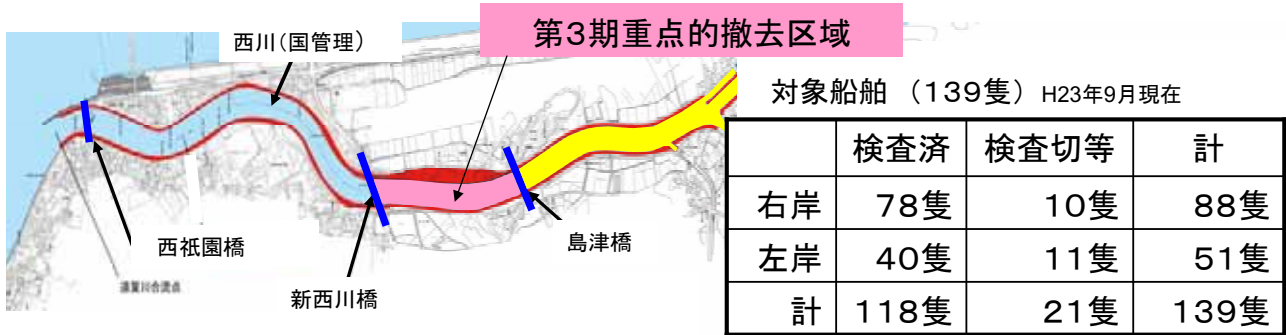
- 所有者判明している船舶所有者への郵送
- 所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

H24.4 ・第2期重点的撤去区域における**規制措置の強化**

- 4月以降、適宜、所有者が特定されている船舶への指導  
(指導に従わない場合は、行政代執行の実施)
- 所有者不明の船舶に対しての簡易代執行、撤去などの実施

◆ 県管理河川区域も含むことから、国と県との連携により対策を実施

## 4-2 第3期重点的撤去区域の設定について



## 4-3 再び不法係留を生まないための施策について

### ①係船柱・係留ロープの撤去

所有者が特定できない係船柱や係留ロープは、再び利用されていように撤去していく。

### ②高水敷へのアクセス制限の強化

今回、一部のアクセス路に車止めを設置した。そこで、今後は、関係機関と連携し、さらに、高水敷へのアクセス路の利用制限を実施していく。

### ③水面における係留防止施設の設置を検討

他河川で実施しているように水面における係留防止施設の設置についても検討していく。



東京都の事例



中部地整(静岡県)の事例



兵庫県の事例



遠賀川河口域における  
不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局  
福岡県

－ 目 次 －

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における	
不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画	
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

## I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における

### 不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

#### 1. 不法係留船の現状

平成 22 年 9 月の実態調査によれば、遠賀川河口域の各河川には 775 隻の河川法上の不法係留が確認されている。なお、遠賀川河口域では河川区域と港湾区域の重複区域に不法係留は確認されていない。

西川、戸切川、吉原川では、河川の低水護岸部あるいは河岸に係船柱（杭等）を設置し、水面に不法係留している船舶が多く、遠賀川、江川では河岸に単管パイプ等によって簡易な栈橋を設置し水面係留している船舶や、高水敷に放置しているものが多い。なお、不法係留船の船種は全てがプレジャーボートであり、漁船は確認されていない。

また、上記 775 隻については、調査時において船舶検査済票がなく、現状では航行が不能な船舶及び廃船が約 200 隻含まれている。

表-1 不法係留船の現状 (H22.9 時点)

	管理者	右岸	左岸	計
遠賀川	国	135 隻	0 隻	135 隻
西川	国	308 隻	273 隻	581 隻
江川	県	23 隻	25 隻	48 隻
戸切川	県	0 隻	7 隻	7 隻
吉原川	県	4 隻	0 隻	4 隻
計	—	470 隻	305 隻	775 隻



写真-1 西川における係留状況



写真-2 遠賀川における係留状況



写真-3 遠賀川砂浜（高水敷）における放置



写真-4 江川における係留状況

## 2. 係留保管施設の現状

遠賀川河口域には、陸上保管が可能な民間係留保管施設（2施設）があるが、これら施設は、河川敷地の利用において河川管理者の占用許可を得ておらず、現在適正な保管施設となっていない。

また、遠賀川河口部には、県営港湾である芦屋港があるが、地域経済における物流港として利用されているため、現在、プレジャーボートの受け入れは実施していない。

一方、遠賀川河口域から約 12 km離れた北九州市若松区脇田地区では、北九州市が平成 24 年度開業を目指し、プレジャーボートの係留施設として脇田フィッシャリーナの整備（開業時約 100 隻係留）を進めている。（将来的には需要動向や財源等を考慮し状況に応じて残り約 100 隻の係留施設の整備を計画する予定である。）

さらに、遠賀川河口域の周辺市町にもプレジャーボートを受け入れている保管施設が 19 施設あり、平成 22 年 5 月現在、290 隻の収容余力（空き）が確認されている。

## 3. 恒久的及び暫定的な係留保管施設

河川区域内における係留保管施設は、治水、利水および河川環境上支障の無い場合に限って設置することが可能であるが、遠賀川河口域の各河川では、治水上・河川環境上支障があると判断され、恒久的及び暫定的な水面係留保管施設を設置することはできない。

ただし、陸上保管を基本とした保管施設が設置される場合については、遠賀川河口域利用対策協議会が河川水面の利用向上及び適正化に資すると認める船舶係留施設等を整備する者に限り、占用主体として認め、その整備者に、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷地の占用を許可することができる。その上でこれら保管施設を不法係留船の受け入れ施設として活用していくことも可能である。

また、遠賀川河口部周辺に位置する様々な施設等については、今後の社会動向等を注視しながら、係留保管施設としての利用可能性も考慮していくものとする。

## 4. 重点的撤去区域の設定

遠賀川河口域の河川特性（治水、環境等）および不法係留船の係留状況を踏まえ、強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川区域（以下「重点的撤去区域」という）を下記のように設定する。

表-2 重点的撤去区域

河川名	管理者	重点的撤去区域の設定範囲
遠賀川	国	遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで
西川	国	遠賀川合流点から鹿児島本線鉄道橋上流約 100mまで
江川	県	遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで
戸切川	県	西川合流点から若松橋下流端まで
吉原川	県	西川合流点から道管橋下流端まで

## 5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

遠賀川河口域周辺には、既存の係留保管施設に収容余力（空き）があること。また、平成 24 年には近隣に脇田フィッシャリーナが開業することを踏まえ、重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保していくものとする。

重点的撤去区域の拡大は、図-1 に示すように第 1 期から第 5 期に分けて実施していくものとする。設定時期は、第 1 期を平成 23 年度、第 2 期を平成 24 年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応し、最終的に、遠賀川河口域全体を重点的撤去区域としていくものとする。

なお、重点的撤去区域以外の河川水面においては、新たに不法係留船を発生させないように行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。



## Ⅱ. 規制措置の実施計画

### 1. 規制措置の基本方針

重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行等の措置を講じていく。なお、不法係留船に付随する栈橋・倉庫・係留柱・係留環などの不法工作物についても同様の措置を講じていくものとする。

### 2. 規制措置の推進

関係機関、関係団体等の協力を得て積極的に代執行等の規制措置を実施するものとする。遠賀川河口域周辺にある民間マリナーや今後整備される脇田フィッシャリーナにおける収容余力（空き）等を活用し、重点的撤去区域を順次拡大していくものとする。

### 3. 規制対象船舶の取扱い

遠賀川河口域に不法係留されている船舶は、原則、全てを対象として規制措置を実施していくものとする。

### 4. 規制措置の周知徹底

規制措置を効果的に実施していくためには、事前にプレジャーボートの所有者のみならず関係機関や関係団体等に広く周知することが必要である。

このため、河川管理者（国・県）は、地元自治体、マリナー事業者及びプレジャーボート販売事業者などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。

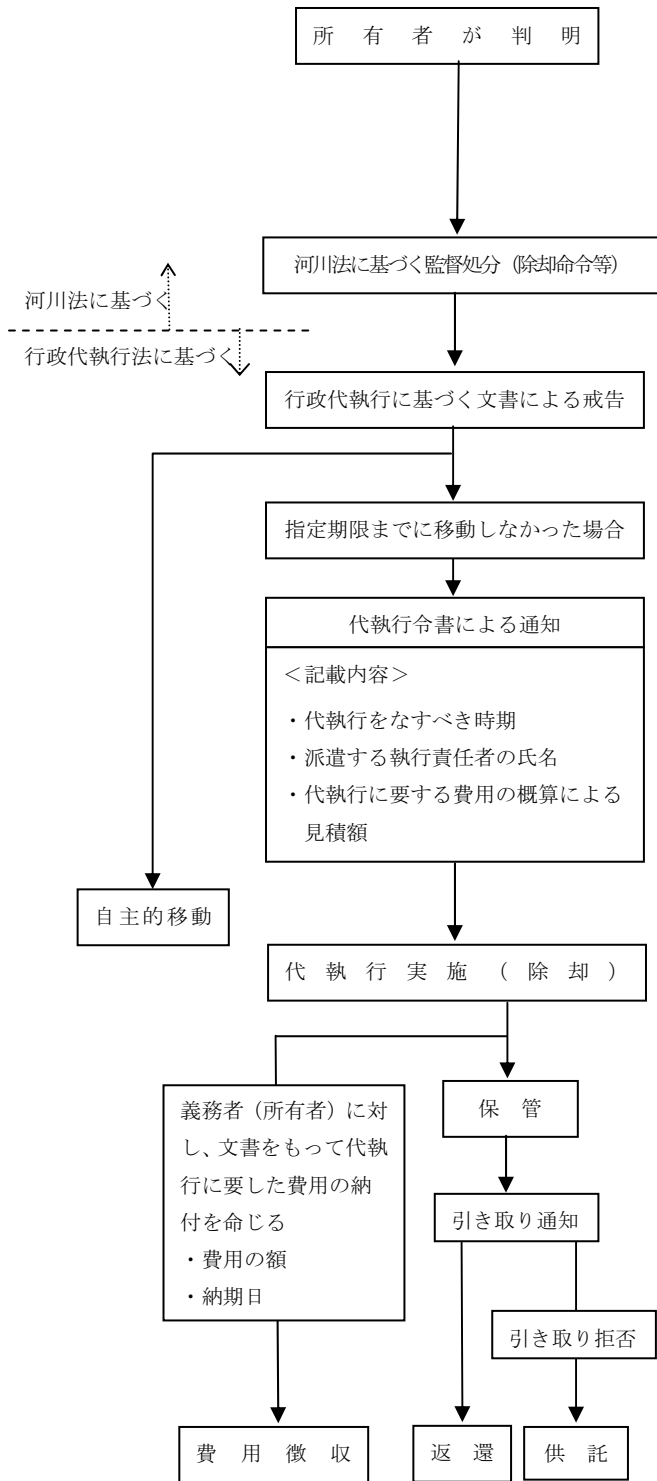
### 5. 法律に基づく規制手順

所有者確知において過失が無く、監督処分を命ずべき所有者が不明な場合は、河川法に基づく簡易代執行を実施し、所有者が判明している場合は、監督処分の後、行政代執行法の手続きに従って行う。（図－２）

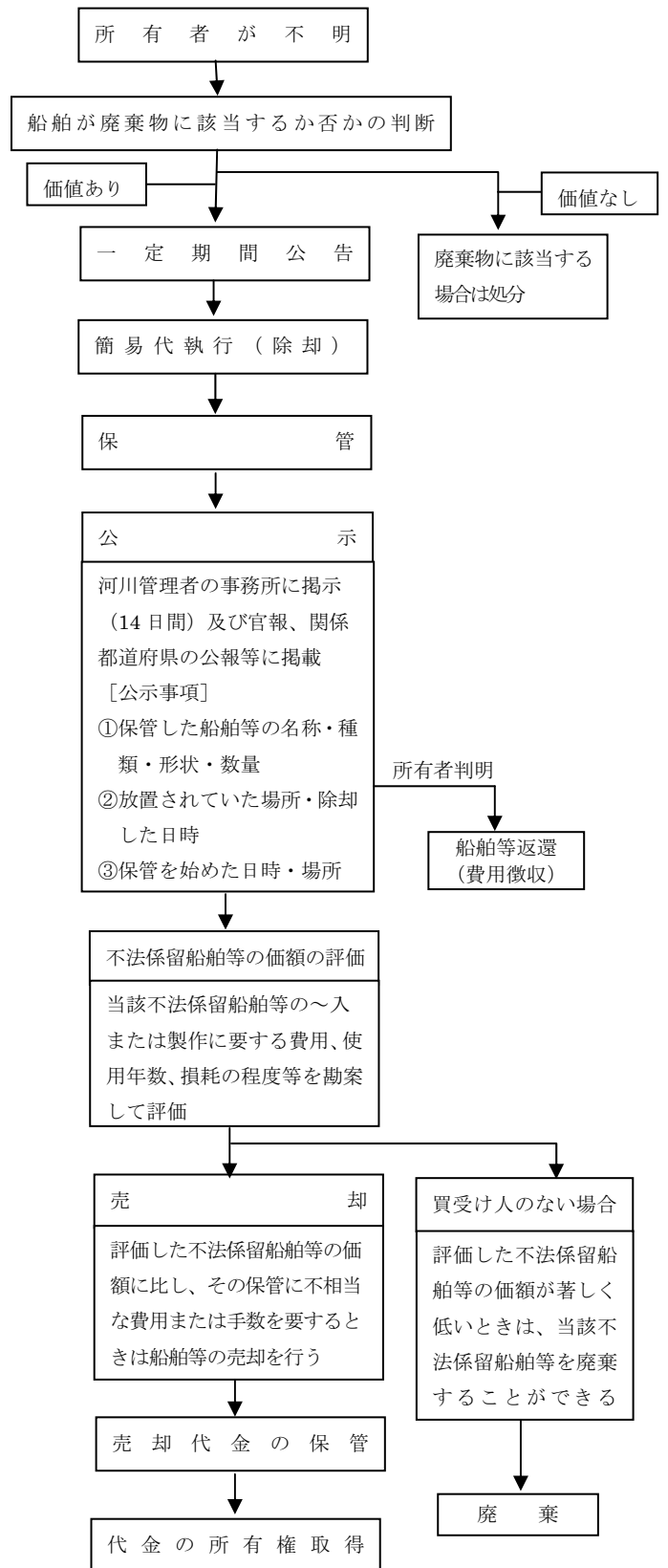
なお、特に悪質な不法行為者に対しては、刑事告発を実施する。

図一 法律に基づく規制手順

〔行政代執行法に基づく手順〕



〔河川法に基づく手順〕





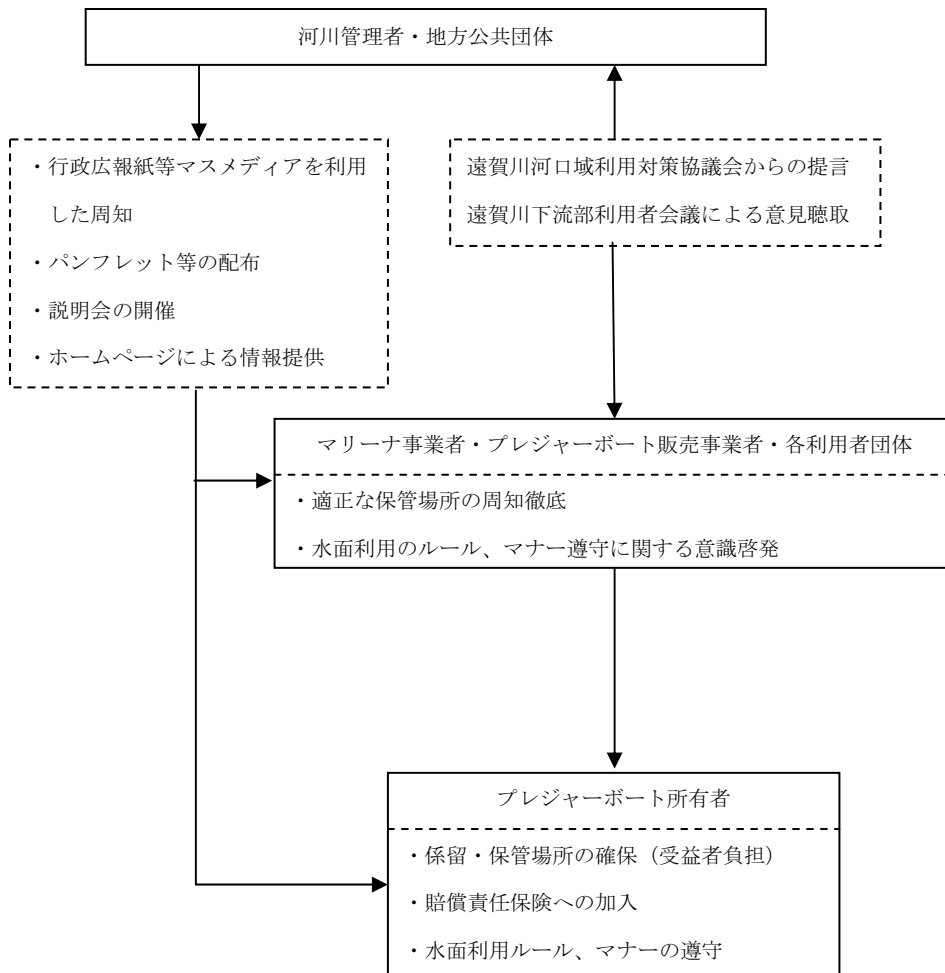
### Ⅲ. その他

#### 1. 関係者への広報啓発活動

水面利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート所有者の自己責任の原則を前提にしながら、関係者の責務を明確にし、水面利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行う必要がある。

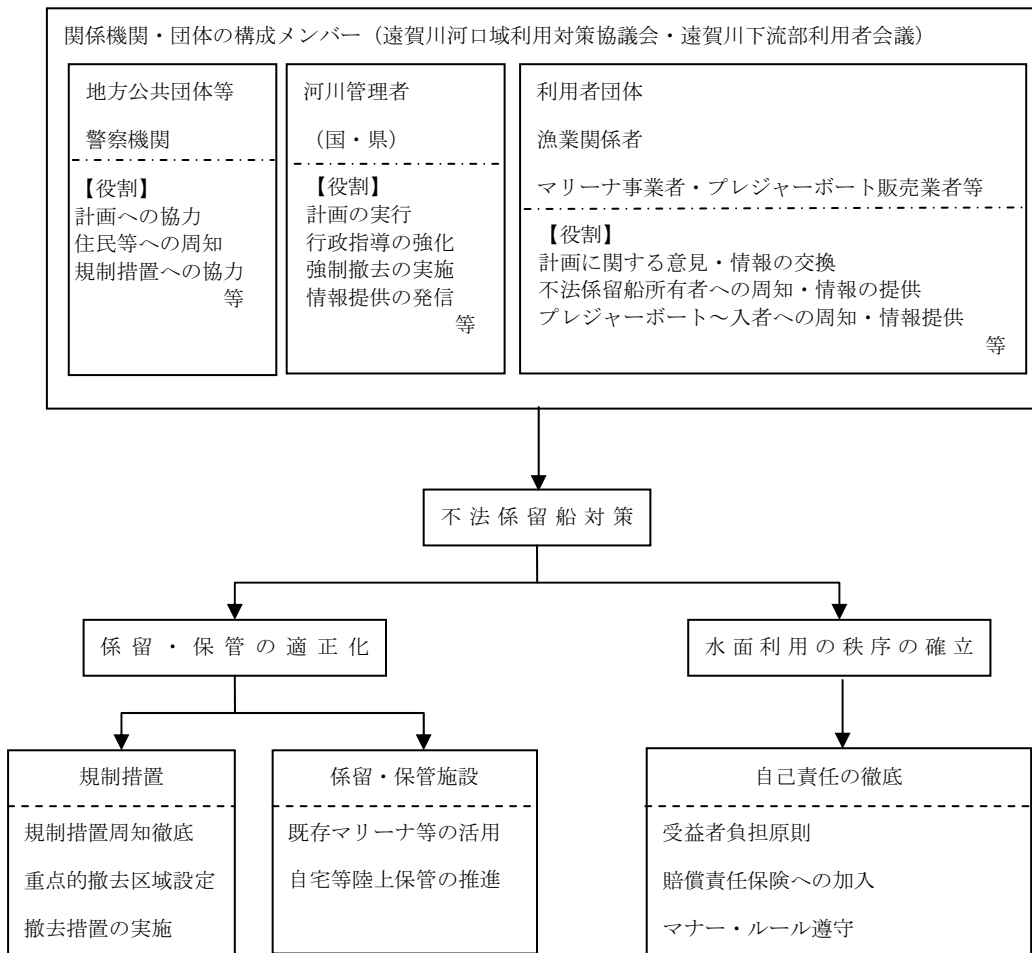
特にマリーナ事業者等においてはプレジャーボート利用者等と直接相対する立場にあり、係留保管に関する情報の提供やルール・マナーの遵守等の意識、啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

そこで、各河川管理者は地方公共団体や各種事業者と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。



## 2. 計画推進のための体制と期待される役割

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関等の他、マリーナ事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する必要がある。そのため、定期的な情報交換や連絡調整を積極的に実施し必要な対策を講じていくこととする。



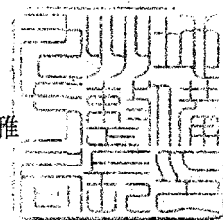
## 公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第1期重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

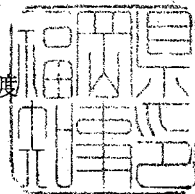
関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年 2 月 28 日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅



福岡県知事 麻生 渡



1. 河川名

遠賀川水系 遠賀川  
遠賀川水系 西川

2. 第1期重点的撤去区域の範囲

遠賀川  
遠賀川砂浜・右岸（河口から 0.950 km付近）  
西川  
西川高水敷・両岸（遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで）

3. 第1期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

平成 23 年 6 月 1 日

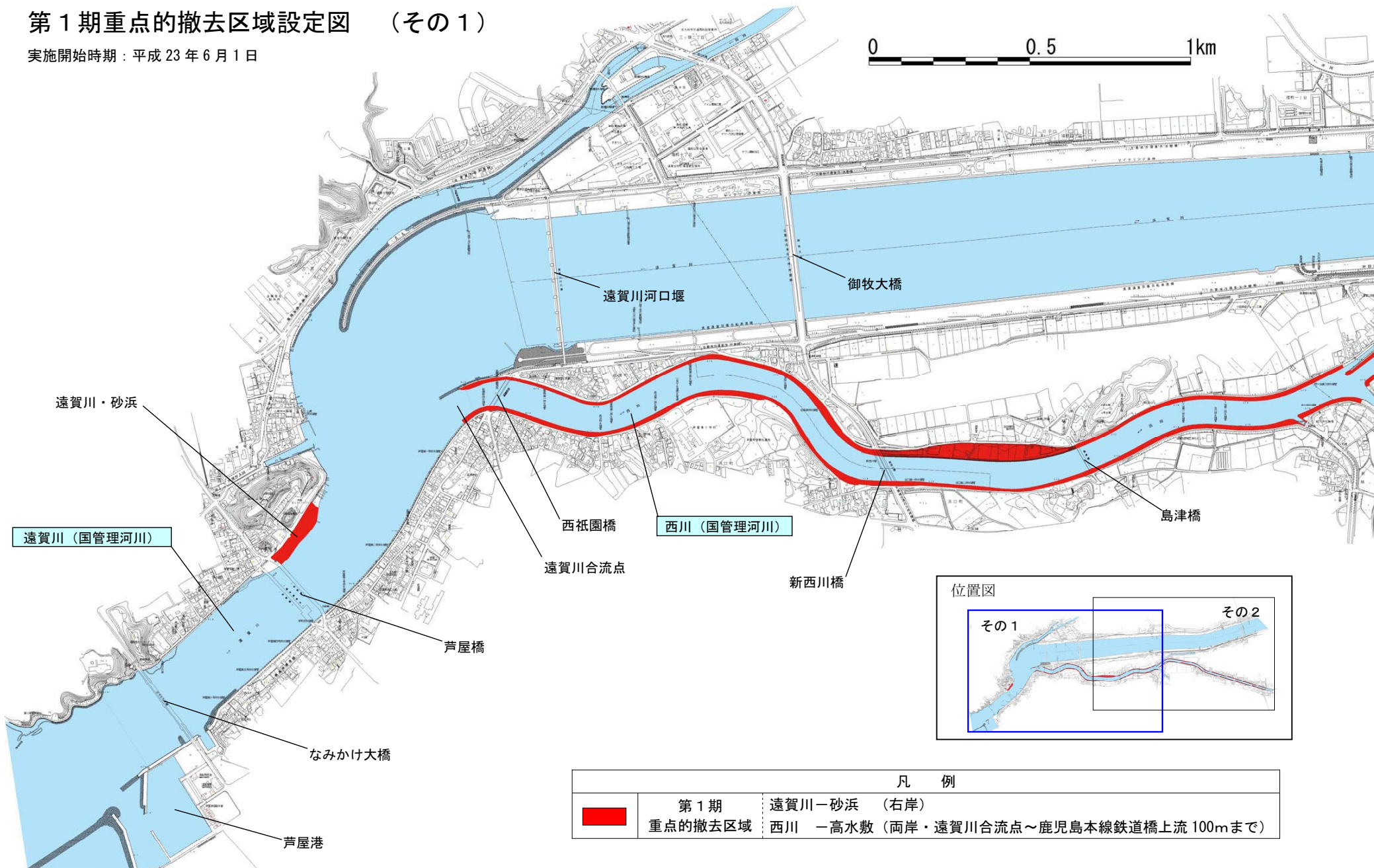
4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第 77 条第 1 項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第 75 条第 1 項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第 75 条第 3 項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第 2 条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

# 第1期重点的撤去区域設定図 (その1)

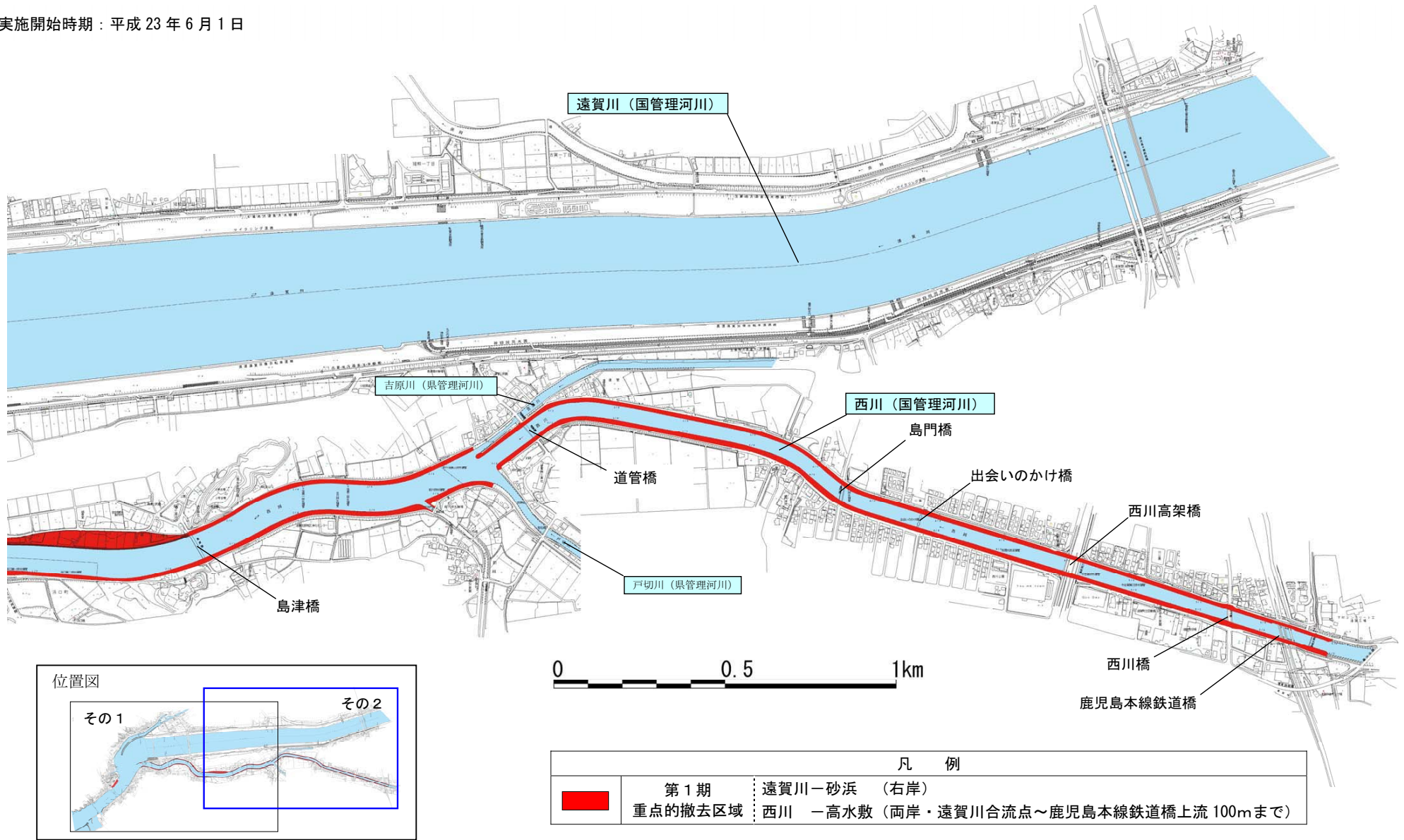
実施開始時期：平成23年6月1日



凡 例	
■	第1期重点的撤去区域
	遠賀川一砂浜 (右岸) 西川 一高水敷 (両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで)


# 第1期重点的撤去区域設定図 (その2)

実施開始時期：平成23年6月1日



# 脇田フィッシャリーナに関する情報

現在位置: [トップページ](#) > [施設](#) > [観光・レジャー施設](#) > [ひびき海の公園](#) > 脇田漁港フィッシャリーナ

 印刷用ページ

## 脇田漁港フィッシャリーナ

平成24年度の開業を目指し、ひびき海の公園(マリンパーク)の東側部分で、プレジャーボートを係留する施設「フィッシャリーナ」の整備を進めています。

### 観光・レジャー施設

[ひびき海の公園](#)

[公園](#)

[組織から探す](#)

[区役所](#)

[施設](#)

[市政・区政相談](#)

[市政・区政提案箱](#)

北九州市コールセンター  
  
[093-671-8181](#)  
年中無休 8時~21時

### 「フィッシャリーナ」とは

「フィッシャリーナ」とは、プレジャーボートを漁船と分離して収容するための施設とその利用者のためのサービスなどを兼ね備えた漁港区域内の施設の総称(フィッシュ[魚]とアリーナ[劇場]を組み合わせた造語)のことで、漁港漁村という豊かな自然環境を背景として、魚を中心に人々が集まるところ(交流の場)をイメージしています。

### 脇田漁港フィッシャリーナの目的

脇田漁港フィッシャリーナは、水産振興を図るため、次の目的で整備しています。

- (1) 漁業活動の円滑化・生産性の向上  
漁港と漁場において、漁業活動と海洋レジャーとのトラブルを防止するため、プレジャーボートの係留施設を整備し、集約することで利用者を組織化する。入出港の方法や漁業操業との調整、安全対策などのルールをつくり、遵守していただくことにより、響灘周辺の海面利用の調整を図る。
- (2) 漁村の活性化  
背後地の利用もあわせ、新たな産業を創出し、雇用を増大、漁村と都市住民との交流を図り、消費を拡大し、生産力の増大を図る。
- (3) 海洋レクリエーションの拠点づくり  
脇田海岸、海釣り桟橋、汐入の里などと連携して、多様な海とのふれあいの場となる、海洋レクリエーション拠点を創出する。

### 脇田漁港フィッシャリーナのこれまでの経緯

脇田漁港フィッシャリーナは、平成7年度に水産庁から認定を受けた新マリノーション構想に基づき、平成11年度から整備に着手し、公共事業で防波堤、護岸及び用地造成を進めてきました。一方、係留設備などの施設整備については、民間事業者の創意工夫・ノウハウを最大限活用する観点からPFI事業での整備を行うこととし、事業者を募集するための手続きを進めていました。

しかし、経済環境の悪化により、現行計画のままでは事業の継続等が極めて困難な状況となったため、PFI事業での整備を断念し、事業手法と整備内容の見直しを行い事業を縮小して、現在公共事業で施設整備を行い、平成24年度の開業を目指しています。

### 脇田漁港フィッシャリーナの施設

脇田漁港フィッシャリーナには、プレジャーボートの係留施設をはじめ、来訪者の憩いの場となる緑地広場や、漁村と都市住民との交流を図る交流棟などを整備します。

【整備を進めている主な施設】

- オーナーバース(浮き桟橋)
  - ・約100隻係留
  - ・係船ビームへの係留
- ビジターバース(浮き桟橋)

緑地広場

- ・そり滑り、休憩施設など

交流棟

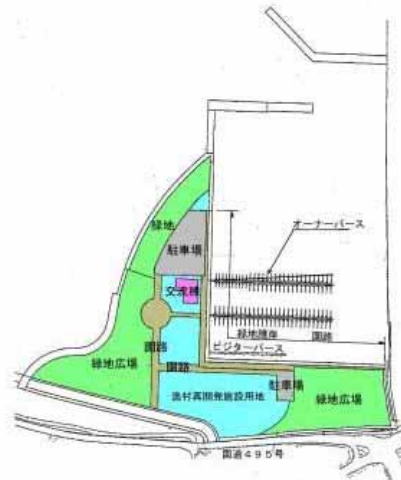
- ・交流室(会議室)やトイレ、事務室など

園路

駐車場

- ・オーナーバス及びビジターバス利用者と一般来園者共用
- ・駐車料金は無料

脇田漁港フィッシャリーナには、給水・給電・給油・シャワー等の設備や陸上艇置施設、上下架施設、修理施設などはありません。



脇田漁港フィッシャリーナ全体図

[ページの先頭へ戻る](#)

**脇田漁港フィッシャリーナの係留条件・係留料金**

脇田漁港フィッシャリーナのオーナーバスへの係留にあたっては、漁業活動と海洋レジャーとのトラブル防止や航行安全を図るために設ける条件を遵守していただきます。

**※係留条件や係留料金は現在検討中です。**

お知らせができるようになりましたら、このホームページに順次掲載していく予定です。

**係留条件**

- (1) 係留できる船の大きさ
  - ・全長4メートル以上9メートル程度、全幅3.6メートル以内
- (2) 係留できる船の種類
  - ・モーターボート、漁船型、和船、ヨット
- (3) 係留条件の一例
  - ・出入港時間を設定します
  - ・船舶にレーダー反射板を設置すること
  - ・損害保険へ加入すること
  - ・プレジャーボート係留者と漁業者との間で海面利用のルール(遊漁禁止区域や航行禁止区域の設定等)を

定め、そのルールを遵守すること  
など

### 係留料金

船の長さに応じた料金を設定する予定です。

### これからの予定など

#### 1 施設整備

(1)平成22年度に行なった整備

・オーナーバース(1基)、ビジターバース、園路、緑地広場、交流棟

(2)平成23年度整備予定

・オーナーバース(1基)、園路、緑地広場、駐車場、航路標識

#### 2 開業及び係留船舶の募集

(1)開業予定 平成24年度

(2)係留船舶の募集

・開業の約3ヶ月前頃から募集を開始する予定です。

・募集期間を設け、応募者多数の場合は抽選を行う予定です。

※係留船舶の募集については、市政だよりやこのホームページでお知らせする予定です。

### 現在の整備状況(平成23年10月17日撮影)



交流棟(平成22年度完成)



オーナーバース(2基目を工事中(写真奥))



緑地広場(平成22年度完成箇所)

**(お願い)脇田漁港フィッシャリーナは現在工事中で大変危険です。立ち入らないでください**

脇田漁港フィッシャリーナでは、平成24年度の開業を目指し施設整備を進めています。  
現在、建設資材搬入のための車両の出入りや、建設機械による作業などが行われており、危険な箇所が





立入禁止周知看板

多数あることから、施設内への立ち入りは大変危険ですので、仮設フェンスや周知看板等を設置し、立ち入りを禁止しています。  
しかしながら残念なことに、フェンスの一部を切るなどして無断で立ち入る方が後を絶ちません。  
施設内での事故・災害防止のため、みなさんのご協力をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

#### このページの作成者

[産業経済局農林水産部水産課](#)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話:093-582-2086 FAX:093-583-0594

[メールを送信\(メールフォーム\)](#)

#### このページについてご意見をお聞かせください

ご注意

1. 回答が必要なお問合せは、「このページの作成者」欄に記載の部署へ直接お願いいたします(こちらではお受けできません)。
2. 住所・電話番号など個人情報を含む内容は記入しないでください。

送信

[トップページへ戻る](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[もくじ](#) [くらしの情報](#) [観光・おでかけ](#) [ビジネス・産業・まちづくり](#) [ようこそ北九州](#) [市政情報](#)

北九州市役所(本庁) [\[北九州市役所への行き方\]](#)

住所 : 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

開庁時間: 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

[アクセシビリティについて](#) [免責事項](#) [リンク・著作権](#) [個人情報](#)  
[RSS配信について](#)

Copyright (C) 2011 CITY OF KITAKYUSHU All Rights Reserved.